

議 事 録

会議名	令和5年度第2回寒川町下水道運営審議会		
日時	令和5年9月7日(木)午後2時00分～午後2時40分	開催形態	公開
場所	寒川町役場 東分庁舎第1、2会議室		
出席者	<p>【委員】 山上委員、青木委員、横手委員、脇委員、 、大國委員、中内委員、増田委員、郷原委員 (欠席者：和田委員、猿渡委員、臼井委員)</p> <p>【町】 畠山部長、富田下水道課長、山本副技幹 丹内主査、岡本主任主事、</p> <p>【傍聴者】 なし</p>		
議題	<p>(1) 議事録承認委員の選出について (2) 下水道使用料改定について</p>		
決定事項	(1) 議事録承認委員 青木委員		
議 事	<p>1 開会 【部長あいさつ】</p> <p>【事務局】 本日の御出席の委員さんにつきましては、8名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることを御報告申し上げます。</p> <p>次に、寒川町基本条例第15条により、傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。次に本日の資料のご確認をお願いします</p> <p>会議次第 資料1 令和5年8月21日 経営戦略会議 資料2 使用料改定スケジュール(案) 資料3 寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例 資料4 寒川町公共下水道使用料条例新旧対照表</p> <p>これより議事に入っていくわけですが、ここからの進行につきましては、横手会長にお願いしたいと思います。横手会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p> <p>【横手会長】 それでは、次第に基づきまして、議事を進めてまいります。まず、議題(1)議事録承認委員の選出についてです。事務局より説明願ひます。</p> <p>【事務局】 議事録承認委員につきましては、「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則」により、議事録の確認をいただくこととなっており、会長と職務代理者を除く名簿順でお願いしています。前回第1回は山上委員にお願いしましたので、今回は青木委員にお</p>		

願いたいと思います。

【横手会長】 事務局から議事録承認委員として青木委員に願いたいとありましたが、いかがでしょうか。

・・・異議なし・・・

青木委員、議事録承認委員をお願いします。

2 議題

下水道使用料改定率について

【横手会長】 それでは、議題 2 下水道使用料改定についてです。事務局より説明願います。

【事務局】 それでは、公共下水道使用料改定について説明させていただきます。

資料 1 「令和 5 年 8 月 21 日経営戦略会議資料」をご覧ください。1 ページ目は、前回の第 1 回審議会の際にお配りしました、公共下水道使用料改定の経緯と同様のものとなっていますので、ここでの説明は割愛させていただきます。次に 2 ページ目をご覧ください。

大きな 2 として、改定の履歴となっています。表の左から、制定・改定、年月日、平均改定率及び基本料金となっています。

昭和 59 年 4 月 1 日に使用料を制定した際は基本料金が 360 円でしたが、これまで全 6 回改定を行い、直近ですと令和 3 年 10 月 1 日に改定を実施し基本料金を 747 円としたものが現行の料金体系となっています。

続いて、3. 改定後の料金表についてです。1 か月あたり税抜きの使用料単価表の現行と改定後の比較表になります。

区分「基本料金」の欄をご覧ください。排水量が 8 立方メートル以下の分に対し、現行は 747 円となっていますが、改定後は 919 円となり 172 円の増となります。改定率は 23.0%となります。

基本料金以下、従量料金の現行と改定後の金額についてはご覧の通りとなっています。

続いて 3 ページ 4. 世帯人数及び事業者別の改定後の使用料をご覧ください。

こちらは、排水量に応じた使用料がどのくらいとなるのかを試算したものとなっており、それぞれ上段が税込み、下段が税抜きとなっています。

使用料は 2 か月ごとにお支払いをいただいておりますので、それに合わせた改定後の金額及び影響額を示しています。

表の一番上、一般家庭 1～2 人世帯では、25 立法メートル使用したとすると、現行では税込み 2,593 円ですが、改定後は 3,190 円となり、597 円の増となります。以下、それぞれの使用料に応じた影響額を示しております。

表の下には計算例を記載しています。2 か月で 60 立法メートル排水した場合の使用料で基本料金と従量制による計算となっています。

続いて、その下の5. 下水道事業費（収益的収支）と経費回収率向上についてです。

汚水処理費（使用料対象経費）を令和3年度決算額である7億4千2百7万円とした場合、現行の使用料では5億6千9百13万8千円で約76.7%の経費回収率となり、不足額は1億7千2百93万2千円となります。

一方、改定後の下のグラフでは、使用料は6億6千7百60万2千円で約90.0%の経費回収率となり、不足額は、7千4百46万8千円となります。今後も経費回収率が100%となるよう使用料の見直しや事業経費の効率化を図っていきたいと思います。

令和4年度 処理費用 約733,714,000円
使用料 約580,398,000円
経費回収率 79.1%

続いて、資料2、A4横の資料になりますが、使用料改定に向けたスケジュール案となっています。

上から、下水道運営審議会、庁内の検討機関であります経営戦略会議、部長会議、議案の上程から採択予定までの期間、システム改修等のため県経営課との調整期間、使用料改定の周知期間、使用料改定実施となっています。周知方法は、町広報（12月号）、ホームページ等のほか、上下水道利用家庭や事業者の全戸へ検針時にチラシの配布を予定しています。また、自治会での回覧、商工会を通じて町内企業へ周知することや町公式の各SNSで知らせるなどして、知らなかったということが無いよう、周知活動を実施していこうと考えています。

資料3は議案提出にともなう文書と、めくっていただき、裏は使用料条例の一部を改正する条例となっています。

資料4は、使用料条例の新旧対照表となっています。

資料3と資料4は、ご覧のとおりとなっていますので説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わります。

【横手会長】 ただいま事務局から説明がありました。

使用料改定についてご質問やご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

【横手会長】 いかがでしょうか。脇委員。

【脇委員】 水道の脇です。よろしく申し上げます。

先ほどの3ページの4番、世帯数の使用料の例があったと思うんですけども、文章の中では25、60、500、1,000とあるんですけども、表上は25、50、500、1,000というのは。

【事務局】 計算は60

【脇委員】 それでやっているということですか。

【事務局】 そうです。

【協委員】 表上も50での計算ですか。

【事務局】 ここは50で間違いありません。

【協委員】 分かりました。あと、ちょっと聞きそびれてしまったんですけども、先ほどのPRというか、全戸配布を検針員にということで、多分、水道のほうの関係だと思っんですけども、時期はいつ頃ですか。

【事務局】 そちらは未定で、調整中なんですけど、先ほど言ったように、チラシ自体も、どういった対応にするかということからデザインを考えています。

【協委員】 おおよそは。

【事務局】 おおよそ年明け、やはり1月以降かなと思っております。

【協委員】 分かりました。ありがとうございます。

【横手会長】 よろしいですかね。ほかに、御意見または御質問のある方。青木委員。

【青木委員】 回収率を最終的に100%にするのが目的ということですよ。これは今回、いろいろな情勢を見て、半年ぐらい延ばしたわけじゃないですか。その半年延ばして今回改定するという点について、今、半年前とどれだけ変わっているのかということ、まず、どこが改定する判断材料になったのか。それと100%にするまでの期間というのは審議の中でも決めて、いつまでにやると、2年ごとでしたか、100%にするということを決めたとは思っんですけども、今、やっぱりこういう情勢で、それを必ずやらなきゃいけないという理由が何かあるんですか。それまでにやらなきゃいけないという理由があるんですか。100%に何年までにしなきゃいけないという、それをやらなきゃいけないというあれがあるんですかね。

それとあと、3月議会で、ある議員がいろいろ質問したんですけども、やっぱり密度、寒川町の密度についていろいろと質問していたんですけど、横浜とか川崎とか、その辺のあたりは密度が高いから、高いということは人が圧縮されているとか、高いから、下水道料金もその分安くできるということなんだけれども、寒川町はその密度が川崎とか横浜に比べたら5分の1とかと言っていたんですかね。なので、その辺の点については、非常に不利な点があって、それを無理やり100%にするというのは非常に無理があるんじゃないかなというのは、やっぱり自分もそう思いました。その議員が言ったのには、国土交通省も、100%を達成している点には留意する必要があると。国土交通省もこの資料に記載されているということを書いてい

るんですね。だから、そのことについて町は、国土交通省が留意してくださいと言っていることに関して、どういうふうに解釈しているのかを詳しく知りたいというのがあります。

取りあえず、その2つをお願いします。

【事務局】 まず、改定がなぜこの時期なのかということで、当初よりも半年ずらしているということなんですけれども、それまでに新型コロナウイルス感染症の位置づけというのが、令和5年5月8日のときに2類相当から5類の感染症になったということがありましたので、このことによって日常生活がだんだん平常に戻りつつあるということを判断しまして、ここで改正するという形になります。

また、9月議会、10月議会のときにかけるということなんですけれども、これは企業庁さんのほうのシステムを使わせてもらっていますので、その改修作業が大体半年かかるということになりますので、4月から遡ると、9月から10月の時期に改定していくという形で、今回の議案に上程していくということで、この時期という形にしております。

あと、今回の使用料、今後の見通しは、当初の下水道運営審議会の答申をいただいた中でいくと、令和7年度までには100%にしていくという形で、皆さんの御協議の下、答申をいただいたわけなんですけれども、当初のとき、令和3年10月に上げて、その後、令和5年4月に上げるのを半年延ばして、結局、1年延びているという形になりますので、この答申どおり、令和7年までに100%という、また来年やるような形になると思います。そういうふうになるのは、毎年更新するというのも、やっぱりいかがなものかなということもありますし、あと、町民の皆様の状況とか社会情勢を見て、これは皆さんから答申いただいた、令和7年度に100%を目標にはしているんですけれども、状況を見て、また1年なり2年なり、改正を遅らせるということも含めて、また今後、この審議会のほうで諮って行って、皆さんの御意見をいただければというような形で、町は考えております。

それと、先ほど委員の言われた、国土交通省の考えなんですけれども、国土交通省さんからもそういった話が出ているんですが、公共下水道は、そもそも独立採算制でやるという形で、本来ならば100%で企業会計を運営していかなくはないという形になっております。それが、今回76.7%を、今度90%に上げるということで、令和7年度にはできるかどうか分からないんですけれども、できるだけ短期間の中で100%に持っていきたいという、町で考えておりますので、そこら辺の御理解のほうはよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【横手会長】 青木委員。どうぞ。

【青木委員】 令和7年度になった時点で、また状況がどうなるかは分からないので、1年、2年延びる可能性はありますよというのは理解しました。ただ、コロナが5類になったからということで、それだけの理由だと、例え

ばガソリンなんか使っているとは思いますが、今、ガソリンなんか非常にやっぱり高いわけじゃないですか。だから、それに伴って上げるといのはどうなのかなと。やはり原資が税金なわけじゃないですか、下水に関しても、やっているのは皆さんからいただいているものからなので、その辺のところはちょっと配慮してもらいたいというのが、自分としては意見としてあります。

それと、100%にしなきゃいけないというのは理解できますけれども、国土交通省が懸念してくださいと言っているの、やはりそこは配慮しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。だって、それで間違いなく上がるわけですから、上がったら、例えば、県内で一番高い町だというふうにレッテルが貼られてしまったら、上げたことによって、そうなるとうと、逆に町の魅力というのが、それは下水とは関係ないことなのかもしれないですけれども、その辺のところはちょっと配慮してもらったほうがいいんじゃないかなという意見なんです、いかがでしょうか。

【横手会長】 ちょっといいですか。例えば、今後、社会情勢が変わってきて、電気料金が下がる、ガソリン料金が下がるようなことがあれば、それに乗じて、当然、価格も変動させていくという考え方は持っているんですよね。

【事務局】 情勢を見て、全体的に下がっていくようであれば、下げるといのか、そのまま、現行のままずっとキープしていくという形に、恐らくなっていくと思います。

【横手会長】 上げないという選択肢も出てくるということですよ。

【事務局】 そうですね、はい。

【横手会長】 だそうです。それも含めて、今の質問でよろしいですか。

【青木委員】 じゃ、教えてください。

【事務局】 先ほど課長のほうからお伝えしたように、独立採算制というか、企業会計の原則として独立採算制を目指しているというところもありますので、現状、100%に至っていないこと自体が、下水道事業としていかなものかというところでの御指摘もあるところなんです。そこに対して、使用料、いわゆる受益者負担的な部分もあるんですが、そこで、施設の維持管理も含めて、利用者さんのほうに御負担いただくというところで、私たちもこれまで、十分な説明が至っていないというところもあり、御理解、知識といますか、そういった考え方が広まっていないというところもありますので、十分に踏まえて丁寧に説明するというところは、私たちも捉えています。

そういった部分を含めて、下水道事業全体を今後も継続的に将来的に安定して事業を進めていくためにも、使用料のほうで、今後、社会情勢について

どうこうというところもあり、先ほど、ガソリンの高騰というのがありますので、そこの反映というのも実際あります。負担金が増というところもありますので、丁寧に説明した上で御理解いただいて、使用料については今後どうしていくかというところも、皆さんの御意見をいただきながら検討していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【横手会長】 そのために審議会があるというふうに御理解いただくのが一番だと思います。それだけスペシャリストがそろっていますので。

【郷原委員】 今のに関連してなんですが、前回の審議会のときに、下水道の経費負担金の値上げを令和5年度も行ったということも聞いていますので、これから下がるというよりも、どんどん経費は上がっていく方向にあると思うんです。令和3年度に決めた、令和7年度に100%を目指すというのが、こちら下水道運営審議会の意見でございます。その後、延期するかどうかというのは、これは議会で、一般会計をこのまま圧迫していく状況を進めていくということを議会で審議していただければいいと思います。

以上でございます。

【青木委員】 確かに独立採算制というのは分かります。それで100%にしなきゃいけない、また一般会計からというのも分かるんですけども、だけど、意見として言わせていただきますが、やはり町って誰のためにあるかということを考えていただきたいと思います。やはり納税をしている町民の皆さんのためのサービスという観点から考えていくと、独立採算制というのは確かに大切なことだと思いますけれども、だけど、そのところをちゃんと踏まえて丁寧に説明していかないと、やっぱり納得していただけないと思うんですね。そこら辺のところはちょっと踏まえていただきたいと思います。

以上です。

【横手会長】 中内委員。どうぞ。

【中内委員】 青木委員が先ほどから値上げに対していろいろ抗議していますけれども、僕の観点から言うと、別に役場を保護するわけじゃないですが、やはりこのライフラインというのは、水道、下水とセットで非常に公共料金、たまたま公の機関がやっているから公共料金となっていますけれども、実際は人間が生きるために必要な水と、水を使ったら当然排水が出て、排水が流れっ放しでいいのかというところで下水道が整備されて、今日の衛生的な日本があると思うんですよ。その辺をやっぱり独立採算制でやるのは、僕は当然だと思います。

では、電気やガスはどうなんですかという話です。どんどん値上げして、抵抗する間もなく、我々ユーザーは、その値上げに対応してお金を払わなき

やいけない。でも、電気やガスは料金を払わなければ、有無を言わず止められてしまうわけです。ライフが寸断されてしまうんです。でも、下水や水道というのは、まず、そういうことはないんですよ。それは何でかというのと、たまたま立場の弱い公共がやっているからというだけなんです。料金も、電気やガスに比べたら破格なぐらい安いと、僕は思っています。

先ほど委員が言ったように、今、この審議会で、令和7年度を目指して100%に持っていくという、当然私も賛成しましたけれども、当然人間が生きて、やっぱり日本人として健康で衛生的な環境の中で育っていくというのは当たり前と思う気持ちで、それを実現するために、社会情勢で燃料が上がって、だから当然、下水道料金も上げなきゃいけない。では、何でか。その説明が、ちょっと話が長くなりましたけれども、やはり行政というのは、町民や市民に対しての説明がちょっと下手だなと思うんです。

下水道料金の構成というのは、要は、何で処理費がこれだけかかるのか。これだけ寒川町に何メーターという下水道管があって、それによって柳島の処理場で処理する水の処理料金というのが決まっていて、今、寒川町でこれしか徴収できていないから、これだけ足りないんですよというのをもっと示せば、「あ、そうなんだ」というふうに分かると思うんです。ただ単に物価が上がったとかというので、下水道の値上げはちょっと物価とは違うんですけれども、ただ単に、そういう漠然とした理由で値上げするから、多分こういう抵抗が大きいと思うんですよね。だから、距離別で、寒川町に割り当てられた処理料金というのはこれだけあるんですと。でも、町民の皆さんからいただいた使用料金というのはこれしか集まらないんです。だから、毎年これだけ赤字が出ているんです。だから、こういうふうにしていかなきゃいけないんですというところをもう少し明確に示すと、抵抗なく、本当にライフラインの電気、ガスなんかと比べれば、全然良心的で分かりやすい。値上げに対して、快くはないと思うんですけれども、値段が上がれば、みんな誰でも抵抗しますから、やっぱりそういう説明の仕方をぜひしてもらいたいなと思いました。

【横手会長】ありがとうございます。

貴重な御意見だとは思いますが、それから、そもそも、これを決めてくださった委員の方たちが、やっぱり独立採算でやっていくという、まずは100%を目指すことは、本当は普通だと思うんですよね。そここのところで、確かに青木委員の言っていることもよく分かります。理解はできますが、ただ、今、目指さなければいけないところはどこにあるかというのを、その優先順位をちゃんと決めていったほうが良いなと思います。

あと、今、中内委員がおっしゃっていただきましたが、実際、説明が足りない。正直言って、今、この説明を聞いていても説明が足りない。だから、本当に小学校1年生の子が見ても分かるぐらいの説明の仕方をしていただきたい。これは大げさな言い方ですけど。それは私から、これだけの意見が出ているわけですから、もちろん賛成、反対あってしかりですが、少なくとも今、100%を目指すなければいけない中でどうしていくかということ

ちゃんと考えていっていただきたいなと思います。何よりも説明が足りないんじゃないかなと思います。そこのところはよろしく願います。

ほかの委員の方、何か。よろしいですか。どうぞ。

【山上委員】この下水道事業というのが、ほぼ40年近く前から進んでいるというところで、およそ40年という月日がたっています。そういった中で、やはり、先ほど中内委員が言われていたとおり、説明というところで、維持補修といったところもきちっとやっていかなきゃいけないんだよというところを、きちっと説明をしていかなきゃいけないのではないかなと思います。我々が家を建てて40年たったら、大体建て直します。それと同じ考え方で維持補修、下水道管もやはり、どんどん道路の下とかに入っていれば、道路上を車が通れば、それで影響を受けて、ひびが入ったりといったこともあり得ますので、そういったところをきちっと説明をしていくというところだと思います。

それと、独立採算制のお話をしているというところで、やっぱり一般会計からの繰入金が増えているというところがある。そういった繰入金が増えることによって、一般会計で行う事業、福祉に関すること、そういったところがどんどん削られていくということもやっぱり考えていかなきゃいけないのではないかなと思っています。やはり独立採算制というのをきちっと、それと、下水道事業が始まった頃には、受益者負担という言葉が、その頃から始まっているんです。要は、水道を使って、その処理する、水を下水で流す、それは受益者負担、受益を受ける人が使用料を払っていくんだよということも、きちっと再度、町民の皆さんにお話をしていくことが必要かなと思います。

以上です。

【横手会長】どうですか。部長、何かありますか。

【事務局】今、お話を伺ってしまして、単に下水道の施設、そういったものではなくて、下水というものの考え方というか、人々の生活にこういった貢献があるだとか、あとは、町の財源の中で、今お話しがありました様に、一般会計からの繰入れがなければ、今、下水道事業自体の運営ができていないとか、かなり深いところで、皆様から御意見を伺うことができたと感じております。

そんな中で、我々、この使用料改定というところで、動いていくというところではありますが、本当にその説明ですね。我々は下水道関係に従事させていただいていますので、老朽化にしろ、汚水の処理費にしろ、やはりいろいろな細かい情報というのを持っています。あと、資料づくりが進んでいくようになると思うんですけども、皆さんの御意見を踏まえた中で、誰が見ても理解しやすい、そういったものを準備しつつ、進めていければと考えているところです。

【横手会長】とにかく丁寧な説明責任は果たすようにしてください。

【事務局】はい。

【横手会長】よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議題の2は以上となりますので、活発に御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

議題は以上となりますので、ここで事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】横手会長、議事の進行をありがとうございました。

3 その他

【事務局】次回の審議会は未定とさせていただきます。審議会の案件等があれば、ご連絡いたします。

それでは、本日の審議会はこれで終了となりますので閉会とさせていただきます。

資 料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 令和5年8月21日 経営戦略会議
- ・ 資料 2 使用料改定スケジュール（案）
- ・ 資料 3 寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
- ・ 資料 4 寒川町公共下水道使用料条例新旧対照表

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

青木 博

(令和5年11月9日確定)

令和5年度第2回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時	令和5年9月7日(木) 午後2時から
場 所	東分庁舎第1・2会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 議事録承認委員の選出について
- (2) 下水道使用料改定について

3 その他

1. 下水道運営審議会の経過

年度	内容
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道運営審議会を4回開催。 ・第3回審議会（9月12日）において、町長より公共下水道使用料の見直しについて諮問があった。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道運営審議会を4回開催。 「公共下水道事業経営戦略」、「公共下水道事業ストックマネジメント計画」についての意見照会及び公共下水道使用料改定率についての議論を行った。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道運営審議会を2回開催。 ・第1回目の審議会において、公共下水道使用料の見直しに対する答申書を町長に提出（令和3年4月15日付） （答申内容） <u>平均改定率5.6%を令和3年10月1日より実施予定。</u> 令和7年度に経費回収率100%を目指すため、<u>令和5年度に13.2%、令和7年度に13.2%の段階的な改定を目指す。</u>この際、使用者の過負荷とならないように、審議会で十分な検討の上、使用料改定に努める事。 ・令和3年寒川町会議第2回定例会6月会議において、「寒川町公共下水道使用料条例の一部改正」について可決。 ・周知方法は、7月1日号の広報、ホームページ、本庁舎1階正面玄関にあるデジタルサイネージ（期間7月1日～10月31）に掲載。 8月～9月に一般財団法人 かながわ水・エネルギーサービスに委託して、使用料改定チラシを上水道検針時に全戸配布。 ・令和3年度公共下水道特別会計事業決算に伴い経費回収率が75.4%（令和2年）から76.7%（令和3年）、1.3%上昇となった。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道運営審議会を3回開催。 ・令和5年度及び令和7年度の使用料改定について意見書(令和4年12月22日付)を発出。 （意見書の内容） <u>令和5年度の平均改定率を23.0%とする</u> 令和7年度の改定は、経費回収率が100%に達成するよう、社会情勢や経費の動向を踏まえたうえで十分な検討を行い、使用料改定に努める ・令和5年度改定時期の延長について 事務局より社会情勢（電気料金の値上げ等）やコロナ禍における家計への影響を鑑み、令和5年10月に予定していた使用料改定時期を半年程度延期することを審議会委員へ報告（令和5年2月15日付）。

2. 改定の履歴

本町における下水道使用料金の改定履歴は以下のとおりです。

制定・改定	年月日	平均改定率	基本料金
制定	昭和 59 年 4 月 1 日	-	360 円
第 1 回	平成元年 4 月 1 日	30.7%	440 円
第 2 回	平成 6 年 4 月 1 日	21.9%	520 円
第 3 回	平成 9 年 4 月 1 日	22.0%	620 円
第 4 回	平成 13 年 4 月 1 日	4.3%	646 円
第 5 回	平成 25 年 4 月 1 日	9.5%	707 円
第 6 回	令和 3 年 10 月 1 日	5.6%	747 円

※基本料金：0～8 m³（1 ヶ月あたり）

3. 改定後の料金表について

使用料単価表（1 か月あたり、税抜）の現行と改定後の比較です。

種別	区分	排水量	現行	改定後	増加額
一般汚水	基本料金	8 立方メートル以下の分	747 円	919 円	172 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	8 立方メートルを超え 20 立方メートル以下の分	96 円	118 円	22 円
		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下の分	114 円	140 円	26 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下の分	150 円	185 円	35 円
		100 立方メートルを超え 200 立方メートル以下の分	169 円	208 円	39 円
		200 立方メートルを超え 300 立方メートル以下の分	186 円	229 円	43 円
		300 立方メートルを超え 500 立方メートル以下の分	199 円	245 円	46 円
		500 立方メートルを超える分	216 円	266 円	50 円
公衆浴場汚水	排水量 1 立法メートルにつき		5 円		—

※改定後単価は現行単価に改定率 23.0%を乗じ、小数点第一位を四捨五入しています。

4. 世帯人数及び事業者別の改定後の使用料

2か月で、それぞれ25m³、60m³、500m³、1000m³排水した場合の影響額は、次のとおりです。

＜一般家庭及び事業者の負担額一覧・2か月分＞

排水量に応じて2か月毎に徴収

(上段:税込 下段:税抜)

			現行		改定後	影響額
2 か 月 一 般 家 庭	1～2人 世帯	25m ³	2,593 円	→	3,190 円	597 円
			2,358 円		2,900 円	542 円
	3～4人 世帯	50m ³	5,431 円	→	6,677 円	1,246 円
			4,938 円		6,070 円	1,132 円
2 か 月 事 業 者	中口 排水者	500m ³	85,841 円	→	105,677 円	19,836 円
			78,038 円		96,070 円	18,032 円
	大口 排水者	1,000m ³	193,861 円	→	238,667 円	44,806 円
			176,238 円		216,970 円	40,732 円

(計算例)

排水量を2か月で60m³とした場合(3～4人世帯)(現行の使用料)

改 定 後		
基本料金(税抜)	0m ³ ～16m ³	1,494円
従量制(m ³ 単価)	17m ³ ～40m ³	96円
	41m ³ ～100m ³	114円

(基本料金) 16m³まで 1,494円・・・A

(従量分) 24m³(40m³-16m³)×96円 = 2,304円・・・B

20m³(60m³-40m³)×114円 = 2,280円・・・C

(A+B+C)×1.10(消費税) = 6,685円

5. 下水道事業費(収益的収支)と経費回収率向上について

汚水処理費(使用料対象経費) 約742,070,000円(100%) (令和3年度決算ベース)

	使用料	不足額
現行	約569,138,000円 (約76.7%)	172,932,000円 (約23.3%)
改定後	約667,602,000円 (約90.0%)	74,468,000円 (約10.0%)

使用料が98,464,000円(17.3%)の増

使用料改定スケジュール(案)

内容 期日	令和5年						令和6年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
下水道運営審議会	▲		▲			↔					
経営戦略会議		▲									
部長会議		▲									
議案上程・採択(予定)				→							
県経営課との調整 (システム改修等)					→			→			
使用料改定周知					→				→		
使用料改定実施										→	

経営戦略会議→部長会議→議案の上程及び採択(予定)→使用料システム改修→使用料改定周知→令和6年4月1日使用料改定実施(予定)

議案第 号

寒川町公共下水道使用料条例の一部改正について

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 月 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

下水道事業の経営改善を目的として、公共下水道使用料を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

寒川町公共下水道使用料条例(昭和59年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「747円」を「919円」に、「96円」を「118円」に、「114円」を「140円」に、「150円」を「185円」に、「169円」を「208円」に、「186円」を「229円」に、「199円」を「245円」に、「216円」を「266円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、令和6年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

寒川町公共下水道使用料条例新旧対照表

現行					改正案				
～略～					～略～				
別表第1(第3条、第3条の2関係)					別表第1(第3条、第3条の2関係)				
1月当たりの公共下水道使用料表					1月当たりの公共下水道使用料表				
区分	基本料金		超過料金		区分	基本料金		超過料金	
	排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)		排水量	使用料	排水量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	747 円	8立方メートル を超え20立方メ ートル以下の分	96円	一般 汚水	8立 方メ ー ト ル 以 下 の 分	919 円	8立方メートル を超え20立方メ ートル以下の分	118円
			20立方メートル を超え50立方メ ートル以下の分	114円				20立方メートル を超え50立方メ ートル以下の分	140円
			50立方メートル を超え100立方 メートル以下の分	150円				50立方メートル を超え100立方 メートル以下の分	185円
			100立方メート ルを超え200立 方メートル以下の分	169円				100立方メート ルを超え200立 方メートル以下の分	208円
			200立方メート ルを超え300立 方メートル以下の分	186円				200立方メート ルを超え300立 方メートル以下の分	229円
			300立方メート ルを超え500立 方メートル以下の分	199円				300立方メート ルを超え500立 方メートル以下の分	245円
			500立方メート ルを超える分	216円				500立方メート ルを超える分	266円
			公衆 浴場 汚水	排水量1立方メートルにつき 5円				公衆 浴場 汚水	排水量1立方メートルにつき 5円
備考 (略)					備考 (略)				
～略～					～略～				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町公共下水道使用料条例の規定は、令和6年4月分の使用料から適用し、令和6年3月分までの使用料については、なお従前の例による。